

令和7年9月5日

企画提案に係る質問書の回答

「7子どもの新たな体験活動事業業務委託」に係る公募型プロポーザルにおいて、企画提案に係る質問がありましたので回答を公表します。

	質問事項	回答
1	<u>広報物について</u> チラシの掲示予定の場所、利用する場面や、他に想定している用途があればご教示ください。	事業内容の周知のため、つくば市役所及び出先機関等での掲示、つくば市公式Webサイト及び市広報紙等への掲載、対象者への個別配付等を検討しているほか、事業実施に係る報告等の際に資料として用いることを想定しています。
2	<u>実施時期について</u> 本事業の実施日は、決定後に必要となる参加者募集の期間を鑑み、12月中旬以降の実施という理解で差し支えないでしょうか。	契約締結の時期は令和7年10月末を予定しており、仕様書4(2)ア(ア)において、契約日から1か月以内に広報物を納品することとしています。広報物の納品後、参加者の募集、審査及び決定の期間を設けますので、これらを想定して実施時期を設定してください。
3	<u>最少催行人数について</u> 本事業における最少催行人数の設定	事業実施に当たっての最少人数の設定はございません。

	があるかどうか、ご教示ください。	
4	<u>つくば市職員の同行について</u> 市職員の方が同行される場合、その費用は見積書に含める必要がありますか。	市職員の同行に係る費用を計上する必要はございません。
5	<u>プレゼンテーションの形式について</u> 企画提案書 (A4縦) の他、動画やパワーポイントスライド等は使用可能でしょうか。	プレゼンテーションでは、動画やスライド等を使用することはできません。
6	<u>様式6「子どもの貧困の現状と貧困解消に向けた必要な取組」について</u> ここでいう「貧困の解消」とは、各家庭の経済的状況を指しているのではなく、体験活動の機会格差 (いわゆる“体験の貧困”) を指しているという認識でよろしいでしょうか。	「貧困」という語は主に経済的に困窮している状態を意味しますが、企画提案書において、子どもの貧困を取り巻く様々な困難を含めて記載していただくことは差し支えございません。